

○あわら市重度障害者（児）医療費助成条例

平成16年3月1日

条例第80号

改正 平成18年9月25日条例第23号

平成18年9月29日条例第26号

平成19年12月26日条例第21号

平成24年3月23日条例第5号

平成25年3月28日条例第8号

（目的）

第1条 この条例は、重度障害者（児）に医療費の一部を助成することにより、重度障害者（児）の福祉増進に寄与することを目的とする。

（対象者）

第2条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者で、規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者（社会保険各法の規定により継続給付を受けている者を含む。）であるもののうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級に該当するもの
- (2) 厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳の交付を受けている者で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が50以下又は市長が別に定める基準に該当すると判定されたもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級又は2級に該当し、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律（平成17年法律第123号）第54条に規定する医療受給者証の交付を受けているもの

- 2 前項の規定にかかわらず、障害者支援施設その他規則で定める施設（以下「施設等」という。）に入院、入所又は入居（以下「入所等」という。）をしたことにより本市の区域内に住所を有することとなった者で入所等の際現に本市の区域外に住所を有していたと認められるものは、対象者としなない。
- 3 第1項の場合において、施設等に入所等をしたことにより本市の区域外に住所を有することとなった者で、入所等の際現に本市の区域内に住所を有していたと認められるものは、同項に規定する本市の区域内に住所を有する者とみなす。ただし、本市の区域外に住所を有する者で、引き続き2以上の施設等に入所等をしているものについては、最初の入所等の際現に本市の区域内に住所を有していた者に限る。

（助成）

第3条 市長は、社会保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者が次に掲げる費用の額から社会保険各法の規定により保険者が負担する額を控除した額（以下「負担費用」という。）で対象者に係るものを支払ったときは、当該負担費用に相当する額を助成するものとする。この場合において、保険者から付加給付がある場合は、負担費用に相当する額から当該付加給付に相当する額を控除して助成するものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（社会保険各法（健康保険法を除く。以下この項において同じ。）においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。）に規定する療養に要する費用
- (2) 健康保険法第85条第2項（社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。）に規定する入院時食事療養費
- (3) 健康保険法第85条の2第2項（社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。）に規定する入院時生活療養費
- (4) 健康保険法第86条第2項（社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。）に規定する保険外併用療養費
- (5) 健康保険法第87条第2項（社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例

による場合を含む。)に規定する療養費

(6) 健康保険法第88条第4項(社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。)に規定する訪問介護療養費

(7) 健康保険法第110条第2項(社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。)に規定する家族療養費

(8) 健康保険法第111条第2項(社会保険各法においてこの規定を準用し、又は例による場合を含む。)に規定する家族訪問看護療養費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる対象者に対する医療費の助成は、それぞれ当該各号に定める場合に限り行うものとする。

(1) 前条第1項第3号に該当する者 病院、診療所等へ入院しないで医療の給付を受ける場合

(2) 児童福祉法第24条の20第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所等をした者 当該施設において療養又は医療の給付を受ける場合

(助成の制限)

第4条 前条に規定する負担費用の助成は、対象者又は扶養義務者等の所得が規則で定める額を超えるときは、これを行わないものとする。

(医療費受給資格の登録)

第5条 この条例による医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に申請して重度障害者(児)医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の規定による登録をしたときは、規則で定める受給資格証を交付するものとする。

(受給資格証の提示)

第7条 前条の規定により登録を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、医療を受ける際医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(助成の申請)

第8条 受給資格者がこの条例による助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。この場合において、当該受給資格

者の死亡等により受給資格者が申請することができないときは、当該世帯の世帯主又は市長が定める者が申請するものとする。ただし、受給資格者が支払う負担費用について、医療に係る診療報酬明細書の写し又は医療費助成事業対象者一覧表を作成し、総括表を添付して福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に送付する医療機関において医療を受けた場合は、この限りでない。

（助成の決定等）

第9条 市長は前条の申請があった場合にはその内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定し、規則の定める通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条ただし書の規定による場合において、国保連からの報告により助成の額を決定し、前項の通知書により受給資格者に通知するものとする。

（交付の時期等）

第10条 市長は、第8条の規定により申請があった日から2月以内に、前条第1項の規定により決定した助成金額を申請者に交付するものとする。

2 市長は、第8条ただし書の規定による場合において、国保連からの報告があった日から2月以内に、前条第2項の規定により決定した助成金額を受給資格者に交付するものとする。

3 前2項の場合において、死亡等により当該申請者又は受給資格者に交付することができないときは、当該世帯の世帯主又は市長が定める者に交付するものとする。

（届出義務）

第11条 受給資格者は、受給資格者の氏名、住所その他規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市長に規則で定めるところにより届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第12条 医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第13条 市長は、偽りその他の不正行為によりこの条例による助成を受けた者がいるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第3条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた受給者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の芦原町重度心身障害者（児）医療費の助成に関する条例（昭和59年芦原町条例第5号）又は金津町重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年金津町条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月25日条例第23号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第26号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前のあわら市重度障害者（児）医療費助成条例の規定に基づき受給資格証の交付を受けている者（以下「改正前受給資格者」という。）で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の第2条第2項の施設等（以下「施設等」という。）に入院、入所又は入居（以下「入所等」という。）をしたことにより本市の区域内に住所を有することとなったと認められるものについては、同項の規定にかかわらず当該受給資格証の有効期間内においては同条第1項の対象者とみなす。ただし、第5条に規定する医療費受給資格の登録に変更があった場合はこの限りでない。

3 改正前受給資格者で、施行日前に施設等に入所等をしたことにより福井県の区域外から本市の区域内に住所を有することとなったと認められるものについては、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず同条第1項の対象者とみなす。

附 則（平成24年3月23日条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。